

学校給食への異物混入防止
及び混入時対応マニュアル

平成27年6月

令和4年 2月（改定）

東彼杵町教育委員会

◎ はじめに・・・

異物混入の防止については、文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」等に基づき、安心安全な学校給食の提供が求められるが、管理基準に記載のない配膳中や喫食時の衛生管理にも注意を払うことが必要である。

本マニュアルの徹底により、異物混入の発生に備えて、関係者一人ひとりが状況に応じた的確な判断と迅速な対応を行うことで、学校給食の安全と信頼を確保するものである。

1. 異物の区分（厚生労働省が定めた「食品衛生検査指針」に準拠）

●危険異物・・・児童生徒への健康被害のおそれが高い物

【金属類、ガラス類、プラスチック類、木片等】

○非危険異物・・・児童生徒への健康被害のおそれが低い物

【虫、毛髪、ビニール及びスポンジ片、繊維等の単体で、毒性がない物】

※毒虫（スズメバチ、ムカデ、毒蛾、ハエ、ゴキブリ等）は危険異物と同様に対応する。また、単体でなく多数の混入がある場合も同様とする。

◇異物に含めない物・・・食材に由来する物

【魚や鶏の骨、野菜の皮、若干の変色等】

2. 異物混入の防止対策

（1）給食センターにおける取組み

I. 施設関係

- ①調理場内へは関係者以外の立ち入りを禁止し、また調理場内に異物混入の原因となるものは一切持ち込まない。
- ②調理機器及び調理器具は、調理を行う使用前と使用後に点検を行い、部品（ネジ、ナット等）の外れその他、不具合が生じる劣化や破損がないかどうか、チェック表を用いて点検を行う。
- ③網戸や捕虫器は日常的に点検を行い、破損や故障がないかを確認する。
- ④扉の開閉は速やかに行い、開いたままの状態にしない。

II. 食材関係

- ①野菜等は下処理の段階で、**金属や虫等の付着がないか入念に点検**を行う。
- ②ビニール袋をハサミで開封する際は、切れ端がでないよう最後まで切り離さないよう注意する。また開封後は速やかに調理場外に出して保存しておく。

III. 調理関係

- ①調理員は、調理室に入る前に、粘着ローラーで衣服についたホコリや毛髪等を取り除き、手洗い消毒を入念に行う。
- ②調理員は、異物混入防止の意識を常に持ち、作業過程においても複数の調理員による目視点検を徹底し、特に配缶作業をする際は食缶も含め、異物混入がないか確認しながらの作業を行う。
- ③調理員は、調理中に食材以外の、使い捨ての手袋やエプロン等の破損や破片等の不明に気づいた場合は速やかに報告する。

(2) 学校における取組み

I. 保管時の注意

- ①配膳室は日々点検を行い、虫等が室内に入っていないか確認する。
- ②配膳室の扉の開閉は速やかに行ない、**不在時は鍵をかけておく**。

II. 配膳時の注意

- ①学級担任は、配膳時に異物混入が無いかを確認し、児童生徒へも食べる前に異物の混入がないか確認するよう指導する。
- ②学級担任は児童生徒へ下記の事項を指導する。
 - ・食缶等は運搬の途中で蓋を開けない。
 - ・教室での配膳時は、虫や髪の毛などが混入しないよう注意する。

3. 給食センターで異物混入を確認した場合 (フローチャート参照)

●危険異物の場合

- ①発見した危険異物が単体若しくは**少量**の場合、当該異物を除去すると共に他に混入がないかを確認する。併せて調理器具、容器、食材等を点検し原因調査を行う。
- ②他に混入した形跡がなく、安全が確認された場合は、給食業務を継続する。また、学校、教育委員会（以下、「教委」という。）へ当該

事案の状況を連絡し、注意喚起を行うと共に情報の共有を図る。

○非危険異物の場合

- ①発見した非危険異物が単体若しくは少量の場合、当該異物を除去し、他に混入がないかを確認しながら給食業務を継続する。また食材や調理室等を点検し原因調査を行う。

※共通事項

- ①調理中に食材以外の物の破損に気づき、搜索してもその所在が不明の場合は、当該給食の全部または一部を処分する。
- ②①の給食全部の処分に至った場合や、危険異物または多量の非危険異物の混入を発見した場合は、混入した献立の給食を停止し、学校、教委への報告と併せて代替給食について協議する。

4. 学校で異物混入を確認した場合（フローチャート参照）

●危険異物の場合

- ①学校長は、学校全体の給食全てを即時停止し、給食センターへの報告と併せて他に混入がないかを調査する。なお、報告の際は異物特定のために写真を撮影してメールで送信する。

※児童生徒が危険異物を口に入れた場合は、健康状態を観察し、必要に応じて学校医に連絡し医療的措置を講じる。

- ②学校長は、他に混入がなく安全が確認された場合は、教委及び給食センターと協議のうえ給食を再開する。ただし、危険異物が混入していた食缶にかかる給食は停止する。また、混入容器は現状のまま保存し、食器回収時に給食センターへ送致し、別紙「様式1」により給食センター及び教委へ報告を行う（FAX可）。
- ③給食センターは教委と連携して、他校へ情報提供のうえ注意喚起を行う。併せて混入原因を調査し、調理器具等の点検を行う。
- ④他校は、同様の異物混入がないかを調査し、安全が確認された場合は給食を継続する。また、危険異物の混入が確認された場合は、上記①、②の対応をとる。
- ⑤教委、給食センター及び学校は、代替給食について対応を協議する。
- ⑥異物及び混入原因等が特定できない場合は、保健所や食材納入業者等に調査を依頼する。

○非危険異物の場合

①学級担任は、非危険異物を食缶の中で発見した場合、非危険異物を除去し、給食を停止し学校長へ報告し、他の学級でも確認する。安全を確認したうえで給食を提供する。

また、食器の中で発見した場合は、非危険異物を除去するか、他の容器に盛り替え、安全を確認したうえで給食を提供する。ただし、**多量**に混入していた場合は危険異物と同様に対応する。

②学級担任は、状況を教頭または校長へ報告し、別紙「様式1」により給食センター及び教委へ報告を行う（FAX可）。なお、混入容器は現状のまま保存し、食器回収時に給食センターへ送致する。

③給食センターは調理室他を点検し、混入の原因を調査する。

④異物及び混入原因等が特定できない場合は、保健所や食材納入業者等に調査を依頼する。

5. 保護者及び関係者への報告

(1) 給食センターで異物混入を確認した場合

給食センターで、危険異物または多量の非危険異物の混入を発見し、予定していた給食を停止し、献立の変更に至った場合は、当該事案について保護者へ報告し、詫び状を配布する。

(2) 学校で異物混入を確認した場合

●危険異物の場合

①混入が確認された当該児童生徒の保護者へ報告謝罪し、詫び状を送る。

②児童生徒が口に入れた場合は、当該児童生徒と保護者に、直接面会し謝罪する。また当該児童生徒の健康観察をお願いし、状況によっては医療機関への受診をお願いする。

③町内小中学校の全保護者、学校給食センター運営委員会委員及び教育委員に事件の報告と詫び状を配布する。

④健康被害のおそれ等、重大な場合は保健所及び議会へ報告する。

○非危険異物の場合

①混入が確認された当該児童生徒の保護者へ報告謝罪し、場合によっては詫び状を送る。

②短期間のうちに、複数回の事例が続いた場合は、町内小中学校の全保護者、学校給食センター運営委員会委員及び教育委員に事件の報告と詫び状を配布する。

6. 報道機関への公表

公表する基準・・・

危険異物が混入した場合、または異物混入により健康被害があった場合に行う。

ただし、異物の特定や混入原因の究明に時間を要する場合は「原因等調査中」として公表する。

7. 施設・設備等の整備・点検計画

給食センターの衛生管理の維持と学校給食への異物混入防止のため、施設の点検や状況把握に心がけることとし、施設の改修修理等は計画的に実施する。

(1) 設備

	点 検	備 考
給排水施設・電気設備	定期的な点検に努める	
簡易水道水・貯水槽	毎年点検を実施する	
給食運搬車両	毎年車検(12ヵ月)及び 6ヵ月点検を実施	経過年数15年、走行距離 20万キロで更新の目途

(2) 調理機器

シンク、冷蔵・冷凍庫、食缶、消毒庫等・・・

定期的な点検での修繕やメンテナンスを行い、耐用年数に応じて更新を計画していく。また年一回は専門業者による点検を実施する。

(3) 調理器具

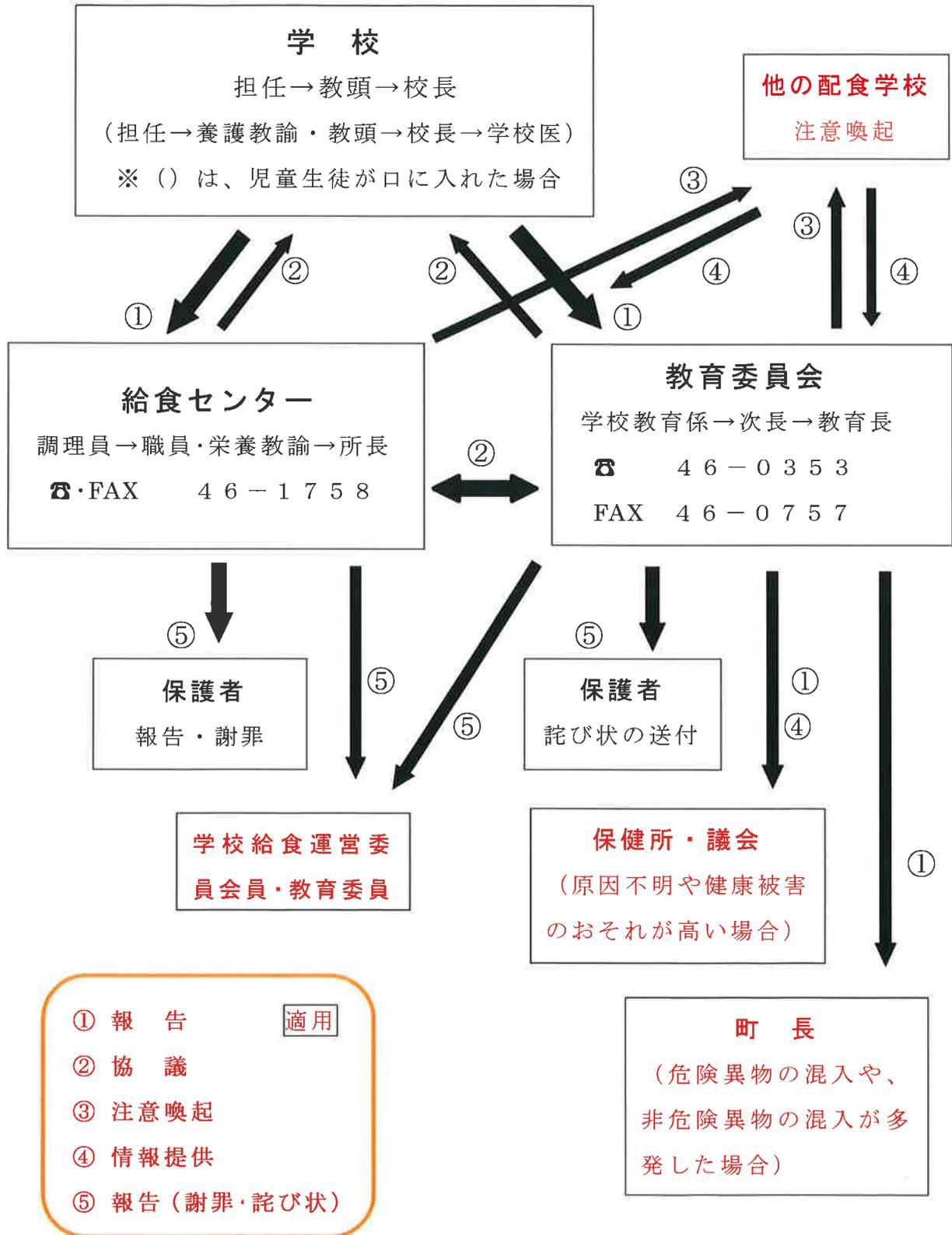
食器、トレイ、スプーンや調理用消耗品(ボール、ざる、まな板、包丁等)・・・

学校給食期間中の毎週末日には、調理員による目視点検を行う。日々の点検で劣化したものは更新し、耐用年数に応じて更新を計画していく(概ね7~8年で更新)。

(4) 点検結果の共有

全職員が点検結果の情報を共有し、点検記録表を基に、調理機器・器具の状態を把握しておく。

8. 異物混入を確認した場合の連絡体制



様式 1

令和 年 月 日

教育委員会 教育長 様
学校給食センター所長 様

校長 _____

学校給食異物混入報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

発生日時	令和 年 月 日 時 分頃	
発見時の状況	場 所	
	発見者	
	状 況	
混入献立		
混入物	(危険物・非危険物)	
混入物の状態		
記入者		
その他連絡欄		

※ 混入異物の写真等を添付することとし、現物を送致すること。

学校給食における異物混入等の情報公開について

学校給食の安全性をより高めるために、学校給食の異物の定義等を明らかにし、学校給食に異物混入等があった場合は、その公表について下記のとおり公表基準を定める。

記

1、異物の定義

平成 27 年 6 月（町教育委員会）に定めた「学校給食への異物混入防止及び混入時対応マニュアル」を指針とし、異物の区分を次のとおりとする。

区 分		異物の種類
●危険異物	健康被害のおそれが高い物	金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック片、陶器片、木片 など
○非危険異物	健康被害のおそれが高い物	毛髪、ビニール片、スポンジ片、繊維、上記以外のプラスチック片、野菜につく単体の虫 など

※毒性があると判断される虫（スズメバチ、ムカデ、毒蛾、ハエ、ゴキブリ等）は、危険異物と同様に対応する。また単体でなく多量の混入がある場合も同様とする。

◇異物に含めない物・・・食材に由来する物【魚や鶏の骨、野菜の皮、コゲ等の変色、米ぬか など】

2、教育委員会への報告

各学校及び学校給食センターにおいて、上記の異物混入を認めた場合は、速やかに報告するものとする。なお、内容によっては他校へ情報提供のうえ注意喚起を行う。

3、保護者及び関係者への報告

区 分	保 護 者 等 へ の 対 応
●危険異物の場合	①混入が確認された当該児童生徒の保護者へ報告謝罪し、詫び状を送る。 ②児童生徒が口に入れた場合は、当該児童生徒と保護者に、直接面会し、謝罪する。 ③町内小中学校の全保護者、学校給食センター運営委員会委員及び教育委員に事件の報告と詫び状を配布する。 ④健康被害のおそれ等、重大な場合は保健所及び議会へ報告する。
○非危険異物の場合	①混入が確認された当該児童生徒の保護者へ報告謝罪し、場合によっては詫び状を送る。 ②短期間のうちに、複数回の事例が続いた場合は、町内小中学校の全保護者、学校給食センター運営委員会委員及び教育委員に事件の報告と詫び状を配布する。

4、報道機関への公表

■ 公表する基準

危険異物が混入した場合、または異物混入により健康被害があった場合。

ただし、異物の特定や混入原因の究明に時間を要する場合は「原因等調査中」として公表する。

5、改善への取組み

異物混入について、教育委員会が報告を受けた事例はすべて関係者に連絡し、原因究明と対策を図り、再発防止へ向け改善を行っていく。

特に、健康被害が起きた（健康被害のおそれが高い物を含む）事例については、保健所に報告し、保健所の指導・指示に従うこととする。

以上